

# 議案参考資料

[令和4年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 保険税係

## 議案名

報告第5号 専決処分(桐生市国民健康保険税条例の一部改正)の承認を  
求めるについて

## 趣旨・目的

地方税法施行令の一部改正に伴い、桐生市国民健康保険税条例について所  
要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊  
急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、  
令和4年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

## 概 要

地方税法施行令の一部改正に伴い、令和4年4月1日の施行が必要となる  
次の改正を行いました。

### 課税限度額の引上げ

基礎課税額(医療分)の課税限度額を2万円引き上げ65万円に、後期高  
齢者支援金等課税額の課税限度額を1万円引き上げ20万円に改正しまし  
た。

(施行期日：令和4年4月1日)

## 背景・経過

地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第133号)が令和4  
年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。

課税限度額の引上げについては、「持続可能な社会保障制度の確立を図る  
ための改革の推進に関する法律(プログラム法)」を踏まえ、必要な税収の確  
保及び中間所得者層に配慮した保険料(税)の設定を想定して、地方税法施行  
令が改正されたことによるものです。